令和３年度熊本県北合同観光PR事業業務委託　基本仕様書

１．委託業務名

令和３年度熊本県北合同観光ＰＲ事業業務委託

２．業務の目的

熊本県北地域（玉名市、山鹿市、菊池市、和水町）は、菊池川流域を中心に豊かな自然や農林畜産物、装飾古墳、賑やかな祭り、豊かな食といった様々な文化が息づく地域である。

本事業は、こうした地域特性を活かし、菊池川流域が誇る豊かな自然が体感できるアウトドアを切

り口に、地域の魅力を引き出す観光プロモーションを効果的に展開することにより、地域の魅力度及び知名度、観光地としての認知度の向上を図り、熊本県北地域一帯の旅行需要の喚起を図ることを目的とする。

３．契約期間

契約締結日から令和４年３月１１日まで

４．ターゲット

熊本県及び福岡県全域のキャンプユーザー

５．業務内容

　　　熊本県北観光協議会（以下「協議会」という。）を構成する地域にある「アウトドア施設」を主テ

ーマに構成市町の特色である「温泉」を組み込んで、熊本県北地域への誘客につなげるための情報発信を行う。

（１）企画及び運営

　　　本業務に係る企画及び運営（企画、撮影（取材を含む）、デザイン、原稿データの作成、編集、

校正　ほか）

（２）情報発信等

①情報発信手法

　　ターゲットの特徴等からもっとも効果的と判断される媒体を選定し、その媒体を活用した最も効

果的な手法を選定する。

②情報発信コンテンツ

下記の観光資源を含んだ効果的な情報発信を行う。

　　　玉名市）草枕温泉てんすい（キャンプ場及び温泉施設）

山鹿市）奥矢谷渓谷マザーネイチャーきらり、菊鹿温泉

菊池市）菊池温泉、四季の里旭志、ドラゴンキャンプ場

和水町）菊水ロマン館周辺（カヌー館及びキャンプ場）、三加和温泉

６．その他運営上の要件

（１）実施体制

実施体制に際しては、統括責任者を置き、業務の担当者を明確化し、業務全般の活動を一元化すること。

（２）スケジュールの作成

契約締結後、協議会と協議のうえ、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を提出すること。

（３）事業実績報告書の作成

事業完了後は、事業実績報告書を作成し提出すること。

７．成果品

（１）事業実績報告書

〈内 容〉本業務委託により実施した活動実績（写真を添付すること）及び本業務実施にあたり新た

に撮影したデータ一式

〈数 量〉印刷物及び電子データ（電子データのファイル形式）４部

※電子データはMicrosoft Office Word 又は Excel 形式とする。

（２）その他、受託者の提案内容により、必要に応じ協議会と協議のうえ、提出物を決めるものとする。

８．契約に関する条件等

（１）再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託もしくは請負わせてはならない。ただし、事前に、玉名市、山鹿市、菊池市、和水町の承諾を得たときは、この限りではない。

（２）成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45 年法律第48 号）第21条（複製権）、第23 条（公衆送信権等）、第26 条の2（譲渡権）、第26 条の3（貸与権）、及び第28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに玉名市、山鹿市、菊池市、和水町に無償で譲渡するものとする。

②著作権法第20 条の２（同一性保持権）に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

（３）機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（４）個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、各市町の個人情報保護条例を遵守すること。

（５）その他

①事業計画等変更が生じる場合は、会議を招集し、事前の了承を得ること。

②事業の実施に当たっては、協議会と十分協議の上実施すること。

「熊本県北観光協議会」ホームページ（https://northernkumamoto.tumblr.com）

「キタクマアウトドア」ホームページ（http://kitakuma-outdoor.com）を参照し、地域について理解を深めた上で提案すること。

③業務を実施する上で必要な資料・画像等は、原則取材・撮影等により受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用（使用料、出演料、謝礼等含む。）は受託者の負担とする。ただし、協議会において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については協議会の指示に従うこと。

④本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。

⑤受託者は、業務の実施状況について、随時報告を行うこと。

⑥本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、協議会と協議すること。